

延長保育実施基準(現行)

番号	類型	延長保育必要日数(実績)	
		細目	
1	居宅外労働	月20日以上	40
		月16日以上20日未満	30
		月12日以上16日未満	20
2	居宅内労働	月16日以上	30
		月12日以上16日未満	20
3	不存在等	死亡・離婚・行方不明・拘禁・離婚を前提とした別居・長期入院など	50
4	前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合		※①

備考 ※① 指数は、番号1～3を準用する。

延長保育調整基準(現行)

番号	条件	指数
1	申込児を延長保育時間帯に、認可保育園・保育室・保育ママ・認証保育所・ベビーシッター等に有償で預けているのを常態としている場合	+8
2	申込児を延長保育時間帯に別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けているのを常態としている場合	+3
3	申込児以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が延長保育(月ぎめ)実施中又は同時申込中の場合	+7
4	産休・育休取得により延長保育(月ぎめ)を辞退し、産休・育休明けに再申込みをする場合	+10
5	単身赴任(同居親族がいる場合は除く)	+5
6	申込児が選考対象保育園に通園している	+2

備考 番号1と2は、重複適用しない。

延長保育同一指数世帯の優先順位(現行)

優先段階	条件
第一段階	延長保育(月ぎめ)の実施基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順(同一階層の場合は、所得税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する)
第三段階	迎えの時間が午後6時45分を超えることを常態としている世帯
第四段階	当該園の在園期間が長い世帯
第五段階	類型間の優先順位(①～⑥の順) ①不存在等 ②疾病・障害 ③外勤 ④居宅外自営 ⑤介護 ⑥居宅内労働 ⑦就学等

延長保育利用基準(案)

番号	類型	延長保育必要日数(実績)	
		細目	
1	居宅外労働	月20日以上	40
		月16日以上20日未満	30
		月12日以上16日未満	20
2	居宅内労働	月16日以上	30
		月12日以上16日未満	20
3	不存在等	死亡・離婚・行方不明・拘禁・離婚を前提とした別居・長期入院など	50
4	前各号に掲げるもののほか、特に必要と認められる場合		※①

備考 ※① 指数は、番号1～3を準用する。

延長保育調整基準(案)

番号	条件	指数
1	申込児を延長保育時間帯に、利用調整の対象となる保育施設・事業及び保育室・保育ママ・認証保育所・ベビーシッター等に有償で預けているのを常態としている場合	+8
2	申込児を延長保育時間帯に別居親族(保護者の就労先以外)に有償で預けているのを常態としている場合	+3
3	申込児以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く)が延長保育(月ぎめ)実施中又は同時申込中の場合	+7
4	産休・育休取得により延長保育(月ぎめ)を辞退し、産休・育休明けに再申込みをする場合	+10
5	単身赴任(出張は除く。同居親族がいる場合は除く)	+5
6	申込児が選考対象保育園に通園している	+2

備考 番号1と2は、重複適用しない。

延長保育同一指数世帯の優先順位(案)

優先段階	条件
第一段階	延長保育(月ぎめ)の利用基準指数の高い世帯
第二段階	階層低位順(同一階層の場合は、所得税額低位順。必要な税資料の提出がない場合、最高階層として選考する)
第三段階	迎えの時間が午後6時45分を過ぎることを常態としている世帯
第四段階	当該園の在園期間が長い世帯
第五段階	類型間の優先順位(①～⑥の順) ①不存在等 ②疾病・障害 ③居宅外労働 ④介護 ⑤居宅内労働 ⑥就学等